

(記載内容に関する連絡事項)

本応募要領では、応募受付期間を平成19年1月4日(木)～1月31日(水)としていたところですが、研究領域が1月18日(木)に公表されたことを踏まえ、「研究領域設定型研究」に限り、応募受付期間を1月19日(金)～2月15日(木)(ただし最終日はWeb受付のみ)といたします。

平成19年度
先端技術を活用した農林水産研究高度化事業

応 募 要 領

平成18年12月

農林水産省

農林水産技術会議事務局

目 次

1	事業の概要	1
	(1) 目的	
	(2) 事業の仕組み	
2	応募要件	2
	(1) 応募資格	
	(2) 応募対象となる研究課題	
3	研究の規模及び委託費の内容等	5
	(1) 研究費	
	(2) 研究委託費の内容	
	(3) 研究期間	
4	応募手続	7
	(1) 応募書類の提出	
	(2) 応募受付期間、応募先等	
5	研究課題の選定	9
	(1) 審査の方法及び手順	
	(2) 審査基準	
	(3) 審査結果の通知等	
6	研究課題の管理等について	11
	(1) 委託契約の締結	
	(2) 研究成果	
	(3) 繰越明許について	
	(4) 収益納付	
	(5) 購入物品の取扱いについて	
	(6) 研究課題の評価及びフォローアップ調査	
	(7) S B I R関係	
7	その他応募に当たっての注意事項	13
	(1) 重複応募・重複研究参画について	
	(2) 競争的資金の不合理な重複及び過度の集中の排除について	
	(3) 不正経理及び不正受給を行った研究者等の制限	
	(4) 研究費の不正使用防止への対応	
	(5) 研究上の不正への対応	
	(6) 個人情報の取扱い	
(別添)	必要書類チェックシート	18
	受付通知用はがきの作成について	19
	先端技術を活用した農林水産研究高度化事業研究 実施計画様式	20
	作成上の留意事項	33

この公募は、本来平成19年度予算が成立した後に行うべきものですが、予算成立後、できるだけ早く委託研究を実施するために予算成立前に行うこととしているものです。今後変更等があり得ることをあらかじめご承知おき下さい。

先端技術を活用した農林水産研究高度化事業 応募要領

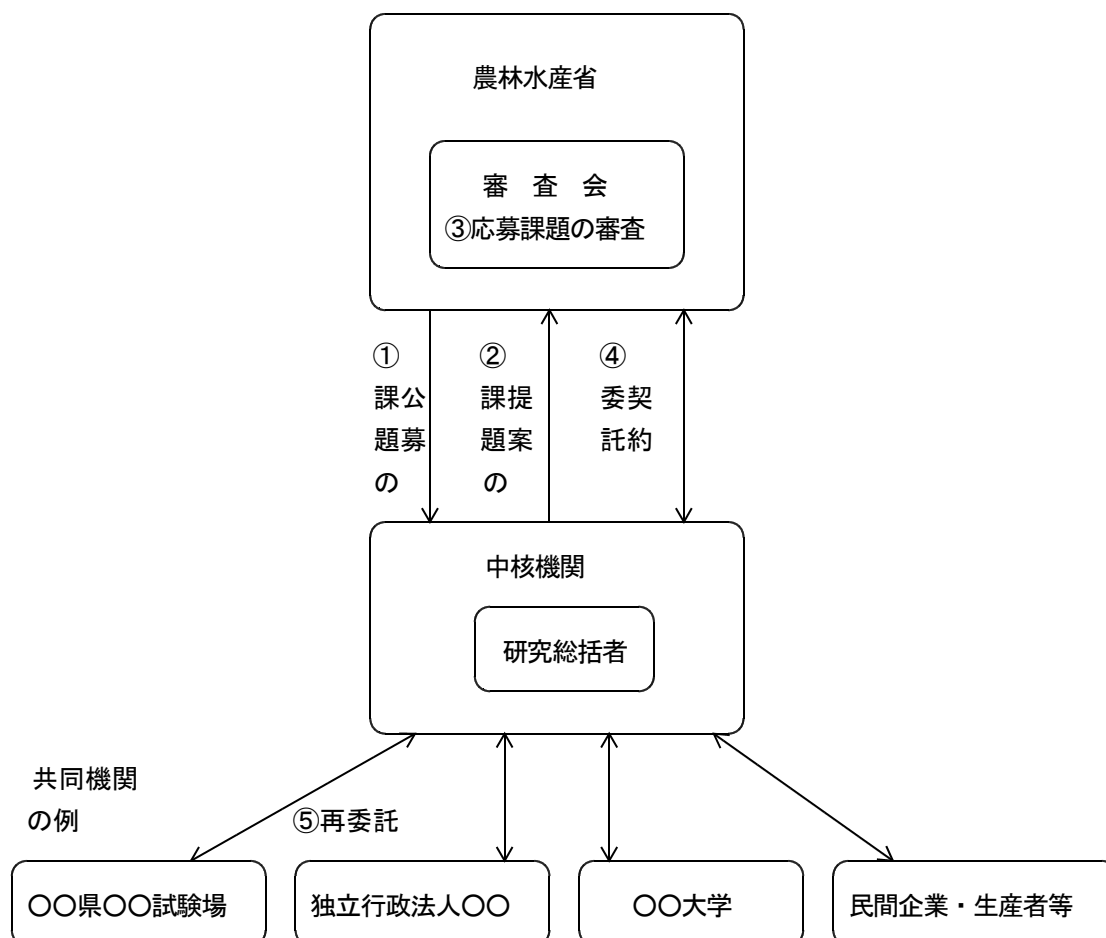
1 事業の概要

(1) 目的

本事業は、生産及びこれに関連する流通、加工等の現場に密着した農林水産分野の試験研究の迅速な推進を図るため、優れた発想を活かし、先端技術を活用した質の高い試験研究を促進することを目的として、研究課題を産学官連携による共同研究グループから公募し、採択された案件に対し研究を委託するものです。

なお、平成19年度からは、全国領域設定型研究において「輸出促進・食品産業海外展開型」を新たに実施します。

(2) 事業の仕組み



2 応募要件

(1) 応募資格

本事業は、下記のⅠ～Ⅳのセクターのうち2以上のセクターの研究機関から構成される共同研究グループでの応募が必須となります。共同研究グループを構成する機関は、国からの委託契約における受託者としての一切の契約責任を有する中核機関と、中核機関からの委託を受ける受託者としての契約責任を有する共同機関に大別され、中核機関には当該研究の実施計画の企画立案、実施、成果管理を総括する研究総括者を配置する必要があります。

なお、輸出促進・食品産業海外展開型においては、セクターⅣのうち民間企業（協同組合を含む）の参画が必要であり、現場連携支援実用化促進型においては、中核機関又は共同機関の中から、研究の調整役となるコーディネート機関を選定する必要があります。

セクターⅠ 都道府県、市町村及び公立試験研究機関

セクターⅡ 大学及び大学共同利用機関

セクターⅢ 独立行政法人、特殊法人及び認可法人

セクターⅣ 民間企業、公益法人、NPO法人、協同組合及び農林漁業者

(Ⅰ～Ⅳのいずれにも該当しないと思われる場合は、農林水産技術会議事務局までお問い合わせ下さい。)

① 中核機関の要件

[機関としての要件]

- ・国内の機関であり、法人格を有すること。(個人は中核機関となることはできません。)
- ・国との委託契約(6の(1)「委託契約の締結」を参照)を締結でき、かつ、国との委託契約に準拠した内容で共同機関との試験研究調査委託契約を締結できるよう、委託契約及び知的財産に係る事務管理等を行う能力・体制を有していること。
- ・研究課題を受託できる財政的健全性を有していること。
- ・研究の企画調整及び運営管理を行う能力・体制を有していること。
- ・研究を円滑に実施できる能力・体制を有していること。
- ・公益法人が中核機関となる場合は、政府全体の公益法人改革の方針に基づき、共同機関への委託費(試験研究調査委託費)の総額が研究費総額の5割未満となること。

[中核機関に配置が必要な研究総括者の要件]

- ・原則として中核機関に常勤的に所属しており、国内に在住していること。
- ・当該研究の遂行に際し、必要かつ十分な時間が確保できること。
- ・当該研究の遂行に必要な高い研究上の見識、及び当該研究全体の企画調整・進行管理能力を有していること。
- ・長期出張により長期間研究が実施できない場合及び異動、定年退職等により中核機関を離れると予想される場合には、研究総括者になることを避けること。

② 共同機関の要件

- ・中核機関との委託契約を国との委託契約に準拠した内容で締結できるよう、委託契約及び知的財産に係る事務管理等を行う能力・体制を有していること。
- ・中核機関から研究等を受託できる財政的健全性を有していること。
- ・研究又は関係機関との相互調整を円滑に実施できる能力・体制を有していること。ただし、コーディネート機関として参画する場合にあっては、必ずしも自ら研究しなくても構わないため、「研究を実施できる能力・体制を有する」要件を満たす必要はありません。

③ コーディネート機関の要件（現場連携支援実用化促進型に限る。）

- ・中核機関又は共同機関の中から選定すること。
- ・関係機関との相互調整、研究成果の普及・実用化の推進等を行う能力・体制を有していること。
- ・個人がコーディネート機関となることはできません。
- ・公益法人が自ら研究を実施しないコーディネート機関となりかつ中核機関となる場合には、共同機関への委託費5割未満の条件が満たされないと考えられるので、注意して下さい。

（2）応募対象となる研究課題

本事業は自然科学系研究を主体的に行う研究課題を対象とし、以下のような研究課題は応募の対象とはなりませんので御注意下さい。仮にこのような課題が応募された場合は、審査の対象から除外されることとなります。

- ・基礎・基盤的な研究を主体的に行う研究課題
- ・社会科学系研究を主体的に行う研究課題
- ・「農林水産研究基本計画」（平成17年3月農林水産技術会議決定）の（付表）「期別達成目標」（URL http://www.s.affrc.go.jp/docs/news/koubo/high_h19.htm）の達成に貢献し得ない研究課題

なお、応募対象となる研究課題には、次に示す4つの区分があります。

① 研究領域設定型研究

農林水産行政上の要請により、緊急性・重要性が高く、試験研究の成果が生産現場（生産及びこれに関連する流通、加工等の現場）や政策立案に資するものとして毎年度設定される研究領域に対応した研究課題を対象とします。以下のA又はBの小区分があります。

なお、平成19年度の研究領域は、農林水産技術会議事務局が決定し、1月上旬までにホームページ等でお知らせする予定です。

A 全国領域設定型研究

ア. 一般型

農林水産施策推進上必要な全国ベースでの研究領域に対応した研究であ

って、イ. 以外のもの

イ. リスク管理型

食品安全、動物衛生及び植物防疫施策の推進上必要な全国ベースでの研究領域に対応し、研究実施期間中に、研究の目的・方向性、到達点等の検討や情報の共有のために行政と定期的な連絡会議等を行うことにより、行政と密接に連携して行う研究

ウ. 輸出促進・食品産業海外展開型

農林水産物・食品の輸出促進のための生産、流通等の技術開発に関する研究及び食品産業の海外展開のための製造・加工等の技術開発に関する研究

なお、本研究タイプは、輸出促進・海外展開のための課題を明確にし、生産・輸送技術の開発から販路の創出・拡大等についての戦略を内容とした「輸出戦略・海外展開計画」（別添の研究実施計画様式4を参照）のもと、研究を実施します。

また、輸出促進・海外展開につながる技術開発の実用化を担う民間企業（協同組合を含む）の参画が必須です。

B 地方領域設定型研究

農林水産施策推進上必要な地方ベースでの研究領域に対応した研究

② 地域活性化型研究

地域の生産現場に由来する技術シーズの活用又は地域ニーズへの対応を図るものであって、その成果の生産現場への早期普及が見込まれる研究課題を対象とします。以下のA、B又はCの小区分があります。

A 地域競争型研究

地域固有の特産作物等地域資源又は地域の技術シーズを活用し、地域産業を活性化する研究

B 広域ニーズ・シーズ対応型研究

複数の地域が抱える共通問題を効果的かつ効率的に解決するための研究

C 現場連携支援実用化促進型研究

コーディネート機関による連携調整の下、地方大学をはじめとする産学官の研究機関等の関連機関がネットワークを形成し、研究成果の普及・実用化を加速化させる研究

③ 府省連携型研究

他府省の基礎・基盤的研究で生まれた技術シーズや他分野の研究成果を農林水産分野に積極的に応用する研究

④ 緊急課題即応型調査研究

農林水産分野の緊急課題に対応して1年以内の短期間で実施する調査研究

※ 地域活性化型研究及び府省連携型研究については、若手研究者が行う研究を推進するため、一定水準の評価が得られた若手研究者からの応募課題を優先的に採択する「若手優先採択措置」を行います。

若手優先採択措置を適用する課題は、平成19年4月1日時点における研究総括者の年齢が40歳未満のものとしします。

3 研究の規模及び委託費の内容等

(1) 研究費

1 課題当たりの研究費（単年度当たり）の上限額は、原則として以下の金額とします。ただし、成果を上げるためには上限額を超える研究費が必要との明確な理由があるものは、研究費の妥当性について厳密な評価を行った上で、上限額の超過を認める場合があります。具体的な額については、事前評価の結果及び実研究実施期間等を参酌し、課題採択とともにお知らせします。

○1年間あたりの研究費上限（間接経費含む。）

- ① 研究領域設定型研究
 - A 全国領域設定型研究
 - ア. 一般型：5千万円
 - イ. リスク管理型：研究領域の規模等に応じて設定
 - ウ. 輸出促進・食品産業海外展開型：5千万円
 - B 地方領域設定型研究：2千万円
- ② 地域活性化型研究：全研究タイプ2千万円
- ③ 府省連携型研究：3千万円
- ④ 緊急課題即応型調査研究：緊急課題の規模等に応じて設定

(2) 研究委託費の内容

中核機関は、国からの委託費として直接経費・間接経費・試験研究調査委託費を、共同機関は、中核機関からの試験研究調査委託費として直接経費・間接経費を計上できます（消費税を含む）。具体的な内容は、原則として以下の①～③とします。

- ① 直接経費…研究の遂行および研究成果の取りまとめに直接必要とする経費。
 - A 試験研究費
 - ・機械・備品費（単体で機能し、耐用年数1年以上、単価10万円以上の機械装置、器具等）
 - ・賃金（日々雇用の単純労務に服する者に対する賃金）

- ・消耗品費（事務用品、燃料、薬品、飼料等で、長期使用に適しないもの等の代価）
- ・雑役務費（物品の加工・試作、単純な分析等の外注費、ほ場借料など）
- ・印刷製本費（図書、文書、パンフレット等の印刷代、製本代など）

B 研究員旅費（当該機関に所属する研究員等の調査、連絡等に要する国内旅費）

C 人件費（研究開発に直接従事する研究員等の人件費）

D 謝金（研究のアドバイザー等に対する謝金）

E 委員旅費（研究のアドバイザー等の国内旅費）

② 間接経費…研究機関が研究遂行に関連して間接的に必要とする経費であり、管理部門、研究部門、その他関連事業部門に係る施設の維持運営経費等研究の実施を支えるための経費であって、直接経費として充当すべきもの以外の経費。原則として、直接経費の10%に相当する額以上を計上することとし、30%に当たる額を上限として計上できます。

なお、間接経費の執行に当たっては「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成17年3月23日改正）（URL http://www.s.affrc.go.jp/docs/news/koubo/high_h19.htm）に基づき、被配分機関の長の責任下で、使途の透明性を確保し、適切な執行を図って下さい。

③ 試験研究調査委託費（中核機関のみ計上可能）…共同機関との委託に要する経費。

※1 直接経費に計上できるものは、本委託事業の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要であることが経理的に明確に区分できるものに限り、特に消耗品費、光熱水料を計上する場合は注意が必要です。

※2 機械・備品費については、以下の点にご注意ください。

- ・原則として専ら本委託事業を行うために必要な機器のみ購入できます。（このような機器であっても購入より借り上げの方が経費を抑えられる場合には、可能な限り借り上げで対応することとし、その場合の経費は雑役務費に計上します。）
- ・当該研究機関が本来営む業務を実施するために整備した機器を委託事業に使用した場合、その機器が破損もしくは劣化等で使用不能となっても当経費での機器の更新は認められません。

※3 試作品等の加工について、①当該研究機関で資材を購入し試作品を作成して研究に使用する場合は消耗品費として計上、②他者に設計図を示して試作を行ってもらった場合の費用は雑役務費に計上します。

また、試作品は使用して目的を達成した時点で原則全て廃棄となります。

※4 中核機関が公益法人の場合は、試験研究調査委託費の総額が委託費総額の

5割未満とされているので注意が必要です。

(3) 研究期間

緊急課題即応型調査研究を除き、研究の実施期間は、1課題につき原則として3年以内とします。ただし、この期間内に成果を挙げることが困難との明確な理由があるものは、5年を限度として期間設定を認める場合があります。その際、研究期間設定の妥当性について厳密な評価を行います。

また、後述しますが、研究実施期間中に、研究の進捗状況等について審査する中間評価を実施します。この評価の結果によっては研究を途中で打ち切る等の措置をとることがあります。

4 応募手続

(1) 応募書類の提出

応募は、中核機関の長が行って下さい。(応募書類には、中核機関の長の押印が必要となります。)採択後は中核機関と農林水産省が委託契約を締結し、以後の経理事務について中核機関が責任を持って管理することになるため、応募の際には予め経理担当部局との連絡調整を十分に行って下さい(特に、委託契約にあたり、予め予算措置がなされていることが不可欠な地方公共団体の研究機関におかれましては、予算措置がされていない場合、不採択となりますので御注意下さい。)

応募には、以下の①～④の書類等が必要です(別添参照)。

応募書類の受付方法には、書類受付(①～④の書類を期日までに郵送または持参)とweb受付(下記webアドレスにおいて期日までに電子化した書類と必要データの送信)があります。どちらか一方で応募してください。

【書類受付】

- ① 必要書類チェックシート
- ② 研究実施計画(書類及び電子ファイル)
 - ・書類…7部(うち正1部、副6部)
副6部についてはコピーで構いません。
 - ・電子ファイル…フロッピーディスクまたはCD1枚
- ③ 補足資料
- ④ 受付通知用はがき

なお、研究実施計画は、ワープロ・表計算ソフト(一太郎 又はMicrosoft Word、Excelを推奨)による日本語で記入し、A4版、片面印刷で、通しページを下段中央に付して下さい。

また、研究実施計画の様式は、ホームページからダウンロードできますので、ご利用下さい。

【web受付】

上記書類のうち①必要書類のチェックシート、②研究実施計画の正本、③補足資料を指定する電子ファイルにして、応募に必要なデータとともに当該web上でアップロードします。

web受付の場合は②の副6部は送付する必要はありません。また、④の受付通知はメールでいたしますのではがきは不要です。

(2) 応募受付期間、応募先等

応募受付期間：平成19年1月4日（木）～
平成19年1月26日（金）【郵送（必着）】
平成19年1月31日（水）【web受付】
応募受付時間：月曜～金曜（祝祭日を除く）
10:00～12:00 13:00～16:30
応募先：〒103-0026
東京都中央区日本橋兜町15-6製粉会館6階
（社）農林水産技術情報協会 研究開発部
電話：03-3667-8931
webURL：<http://www.afftis.or.jp/project/hightech/index.html>

※緊急課題即応型調査研究等年度途中採択に向けた公募についてはホームページ等で別途お知らせします。

(応募書類作成に当たっての留意事項)

- ・ 応募書類の作成に当たっては「作成上の留意事項」(p33～)を熟読して下さい。
- ・ 締切期限を過ぎての応募書類等の受付は行いません。なお、郵送等で応募する場合、配達等の都合で締切時刻までに届かない場合がありますので、期限に余裕を持って送付されるようご注意ください。また、web以外のFAXや電子メールによる応募は不可とします。
- ・ 本応募要領に示された様式以外での応募及び応募後の書類等の変更は認められません。
- ・ 研究実施計画に不備がある場合は、審査対象とならないことがあります。また、応募書類の差し替えは固くお断りします。
- ・ 提出された応募書類等は返却しません。
- ・ 応募内容に関する秘密は厳守いたします。
- ・ 締切日間際は、たいへん混雑しますので、余裕を持って、早めに応募下さい。
- ・ 応募書類受付後、1週間は、(社)農林水産技術情報協会より、内容についての確認等の連絡をする場合がありますので、出張の場合は携帯電話の連絡先の周知を図る等、研究総括者に確実に連絡が取れるようにして下さい。
- ・ 応募受付後、受付番号を受付通知用はがきに記載して（web受付の場合はメールで）返送します。可否通知等は、受付番号で発表しますので番号を忘れないようにして下さい。
- ・ 可否通知は事務局より連絡しますので、通知以前に可否の問い合わせをしない

ようにして下さい。

5 研究課題の選定

(1) 審査の方法及び手順

書面審査、ヒアリング審査を踏まえ、採択課題を決定します。

○スケジュール

平成19年2月中	書面審査
3月上旬(予定)	ヒアリング審査対象課題通知
3月中旬(予定)	ヒアリング審査
4月上旬(予定)	採択課題決定

① 書面審査(1次審査)

外部専門家等による書面審査の結果をもとに、農林水産技術会議事務局がヒアリング審査の対象課題を選定します。ヒアリング審査の対象となった課題については、研究総括者に直接連絡いたします。

② ヒアリング審査(2次審査)

外部専門家及び外部有識者等を構成員とする研究課題評価分科会を開催し、研究総括者に対するヒアリング審査を実施します。日程については、ホームページ等で別途お知らせします。

なお、審査は非公開で行われますが、申請課題の利害関係者は、当該課題の審査からは排除されることになっています。

また、外部専門家及び外部有識者等については、採択課題決定まで非公開とします。

(2) 審査基準

審査の項目は以下のとおりです。①～③の各観点の重要性を考慮して重み付けを行った上で、総合点を算出し、点数の高い研究開発課題を優先的に採択します。

①科学的・技術的観点

(必要性)

A 科学的・技術的意義(独創性、新規性、革新性、先導性)

(効率性)

B 研究計画の効率性(研究期間、研究方法、参画機関の役割分担、コスト(予算)等)

この項目において、研究費の積算にかかる厳密な評価をしますので、研究計画に基づく用途が明確となる積算を行って下さい。積算が過大である等の場合は研究内容のいかんにかかわらず採択しないことがあります。

(有効性)

C 目標の明確性・達成可能性

D 科学・技術的観点から見た技術の普及性・波及性、発展可能性

②行政的観点

(必要性)

A 行政的観点から見た社会的・経済的意義（重要性、緊急性）

主に農林水産省等が実施する取組への貢献の観点から、重要性及び緊急性の程度を評価します。

B 事業の趣旨及び行政施策等との整合性（研究領域との整合性、農林水産研究基本計画その他行政施策との整合性）

この項目では、主に以下の点の評価を行います。

- ・研究領域設定型研究及び緊急課題即応型調査研究にあつては研究領域または緊急調査研究対象との整合性
- ・輸出促進・食品産業海外展開型にあつては、「輸出戦略・海外展開計画」の妥当性
- ・地域活性化型研究及び府省連携型研究にあつては、新需要創造計画、食料産業クラスターモデル地区、地方ブロックにおける産学官連携推進の取組等の行政施策との関連性
- ・現場連携支援実用化促進型研究については、地方公共団体が作成する地域再生計画との関連性

(効率性)

C 他の競争的研究資金の有効活用という観点から見た研究計画の効率性

他府省を含む他の競争的研究資金における研究成果が活用された研究計画となっているかについて評価します。

(有効性)

D 行政的観点から見た技術の普及性・波及性

主に農林水産省等が実施する取組への貢献の観点から、普及性及び波及性の程度を評価します。

この項目において、リスク管理型にあつては、食品安全、動物衛生及び植物防疫施策への反映の可能性について評価します。また、現場連携支援実用化促進型研究にあつては、主にコーディネート機能の発揮による研究成果の普及・実用化について評価します。

③社会的観点

(必要性)

A 社会的・経済的意義（重要性、緊急性）

主に生産者、流通・加工業者、消費者等が求めるニーズへの対応の観点から、重要性及び緊急性の程度を評価します。

(有効性)

B 社会的観点から見た技術の普及性・波及性

主に生産者、流通・加工業者、消費者等が求めるニーズへの対応の視点から、普及性及び波及性の程度を評価します。

(3) 審査結果の通知等

審査結果（採択及び不採択）については、採択課題決定後、速やかに研究総括者にお知らせします。

また、採択課題については、課題名、研究機関、課題の概要等について、インターネット等を通じて公表いたします。

6 研究課題の管理等について

(1) 委託契約の締結

採択された研究課題については、国の予算が成立後速やかに中核機関の長との間で委託契約（平成18年度版委託契約書の例参照 URL http://www.s.affrc.go.jp/docs/news/koubo/high_h19.htm）を締結します。

委託契約の締結に当たっては、以下の点に御留意下さい。

- ① 契約上の要件として、平成19・20・21年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分における資格の取得が必要です。このため、現在この資格のない中核機関は、平成19年3月中旬までに取得して下さい。資格の取得に係る詳細な情報については、統一資格審査申請受付サイト（URL <https://www.chotatujocho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>）を御参照下さい。

なお、地方公共団体においては、取得する必要はありません。

- ② 地方公共団体におかれましては、早期締結できるような予算措置をお願いします。年度当初の円滑な予算措置がなされないと判断した場合、不採択とします。
- ③ 中核機関には契約に必要な書類を速やかに提出していただくこととなりますが、書類に不備がある場合や、契約条件が合致しない場合（試験研究調査委託条件が合致しない場合も含む）には、委託契約の締結ができない場合もありますので、採択された場合には、契約書の内容を充分確認して下さい。
- ④ 委託契約は年度単位となりますので、次年度以降はその都度契約することとなります。

(2) 研究成果

① 実績報告書

研究を実施した中核機関の長は、毎年度、実績報告書（委託契約に基づくもの）を農林水産省に提出していただきます。

② 研究成果の帰属

委託研究を実施することにより特許権等の知的財産権が発生した場合、その

知的財産権の帰属先は、以下のA～Cの条件を遵守して頂く（遵守を確認する確認書を提出して頂く）ことを条件に、中核機関とすることができます。また、中核機関から共同機関への試験研究調査委託に係る知的財産権の帰属先も、同様の条件により共同機関とする（必要に応じて、両機関間での持ち分を定める）ことができます。詳細については、農林水産技術会議事務局にお問い合わせ下さい。

- A 研究成果が得られた場合には、知的財産権の出願を行う事前に、遅滞なく（30日以内）国に報告すること。
- B 国が公共の利益のために、特に必要があるとして要請する場合、国に対し、当該知的財産権を無償で利用する権利を許諾すること。
- C 当該知的財産権を相当期間活用しておらず、かつ正当な理由がない場合に、国が特に必要があるとして要請するとき、第三者への実施許諾を行うこと。

※1 本事業は、国の委託事業であることから、日本国内の農林水産業の振興に支障を来すなど農林水産施策推進上、不相当と判断される場合には、中核機関に知的財産権を帰属させることができません。したがって、帰属の際にはその旨の条件を課しますのでご留意下さい。

※2 中核機関が、帰属した知的財産権に関し、第三者に専用実施権その他の日本国内において排他的に実施する権利を許諾する場合には、農林水産省の承認が必要です。

※3 本事業の研究成果によって得られた知的財産権については、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」（平成18年5月23日総合科学技術会議）及び「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」（仮称、平成19年1月策定予定）に基づき、対応することとします。

（3）繰越明許について

本事業の研究費は一定の要件を満たした場合において、年度間繰越を認めることがあります。繰越事由の要件については、後日通知いたします。

（4）収益納付

研究終了後、本事業の成果による収益状況を報告していただき、相当の収益が得られたと認められた場合は、収益の一部に相当する金額を納付していただきますので御了解下さい。

（5）購入物品の取扱いについて

委託事業により中核機関が取得した物品は、委託事業期間内は中核機関の所有となり、善良な管理者の注意を持って管理して頂くこととなります。委託事業終了後の取り扱いについては、別途、国への返還の要否をお知らせすることにしていきます。本事業の購入物品である旨、管理簿に登録したうえで、物品にシールを貼るなどして明記して下さい。

また、共同機関が取得した物品は、共同機関の所有となり、同様に善良な管理者の注意を持って管理して頂くこととなります。試験研究調査委託事業終了後の取り扱いについては、中核機関からお知らせします。

(6) 研究課題の評価及びフォローアップ調査

研究課題の実施に当たっては、毎年度、研究計画書及び実績報告書（委託契約に基づくものとは別のもの）を提出していただき、これを基に、本事業のプログラムオフィサー（課題の選定、評価、フォローアップ等の進行管理を行う研究経歴のある責任者で農林水産技術会議事務局における研究担当官）が研究の進捗状況を把握し、必要に応じ助言・指導等を行います。

また、研究実施期間が3年間であるものについては、研究開始2年度目以内に、研究実施期間が4、5年間であるものについては、研究開始3年度目以内にそれぞれ中間評価を実施するとともに、研究実施期間の最終年度に事後評価を実施します。中間評価の結果によっては研究費の増減、研究計画の見直し、研究の中止といった措置をとることがあります。

さらに、研究終了後、一定期間経過したものについて、実施された研究課題がもたらす波及効果の把握等のためにフォローアップ調査を実施します。特に現場連携支援実用化促進型研究については、その趣旨に基づき全課題についてフォローアップ調査を実施します。

(7) SBIR関係

本事業は、「中小企業技術革新制度（SBIR）」の「特定補助金等」に指定されています。

この特定補助金等の交付を受けた中小企業者は、その成果を利用して事業活動を行う場合に、信用保証協会による債務保証枠の拡大、担保と第三者保証人が不要な特別な債務保証枠の新設、中小企業投資育成株式会社法による投資対象の拡大、特許料等の減免措置等の特例の支援措置を受けることができます。

詳しくは、中小企業庁のホームページをご覧ください。

(URL <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/gijut/sbir/18fy/index.html>)

7 その他応募に当たっての注意事項

(1) 重複応募・重複研究参画について

同一の者が研究総括者として2件以上応募すること、及び本事業で既に研究総括者となっている者（18年度で研究終了の場合は除く）が新たに申請することは差し控えて下さい。なお、同一の者が研究の分担者として複数研究課題に参画することは差し支えありませんが、応募様式に記載するエフォート（研究専従率）は正確に算出して下さい。また、研究総括者が異なれば同一機関が複数課題の中核機関として応募することは可能です。

(2) 競争的資金の不合理な重複及び過度の集中の排除について

- ① 本事業の応募の際には、他府省を含む他の競争的資金等の応募・受入状況（制度名、研究課題名、実施期間、研究予算額、研究専従率（エフォート）等）を応募書類に記載していただきます（別添の研究実施計画様式3を参照）。なお、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の採択の取り消し又は委託契約の解除、委託費の返還等の処分を行うことがあります。
- ② 課題採択に当たっては、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）（URL http://www.s.affrc.go.jp/docs/news/koubo/high_h19.htm）に基づき、研究計画書及び他府省からの情報等により、競争的資金の不合理な重複及び過度の集中が認められた場合には、研究課題の採択を見合わせる場合等があります。
なお、このような課題の存在の有無を確認する目的で、課題採択前に、必要な範囲内で、採択予定課題及び研究計画書の内容の一部（制度名、研究者名、所属機関、研究課題、研究概要、予算額等）を他府省を含む他の競争的資金担当課に情報提供する場合があります。

（3）不正経理及び不正受給を行った研究者等の制限

- ① 本事業及び他府省を含む他の競争的資金において、研究費の不正使用又は不正受給を行ったために、委託費の全部又は一部を返還した研究課題の研究者及びこれに共謀した研究者については、以下のとおり、一定期間、本事業への参画を認めないこととします。
 - ・不正使用を主導的に行った研究者：委託費を返還した年度の翌年度以降2年以上5年以内の間でその不正使用の内容等を勘案して相当と認められる期間
 - ・不正受給を主導的に行った研究者：委託費を返還した年度の翌年度以降5年間
 - ・不正使用又は不正受給を共謀して行った研究者：その不正使用又は不正受給を主導的に行った研究者と同一の期間
 - ・他府省を含む他の競争的資金において不正使用又は不正受給を主導的に行った研究者及び共謀して行った研究者：当該競争的資金において応募を制限することとされた期間と同一の期間
- ② 本事業において研究費の不正使用又は不正受給を行ったため、委託費の全部又は一部の返還措置がとられた場合、その情報を他の競争的資金を所管する国の機関に提供します。このことにより、他の競争的資金においても応募が制限される場合がありますので、ご注意ください。

（4）研究費の不正使用防止への対応

「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成18年8月31日総合科学技術会議）に則り、今後、農林水産省では、研究費不正使用防止のための対応策を策定する予定です。この対応策の策定後は、本事業で研究費を配分され研究を実施する研究機関に対し、農林水産省による経理調査の強化や、適切な研究費の管理・監査体制を整備すること及び不正事案の調査・報告・処理体制を整備すること等、所要の対応を求める場合があります。

(5) 研究上の不正への対応

- ① 研究上の不正（発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造と改ざん、及び盗用）に関し、「研究上の不正に関する適切な対応について」（平成18年2月28日総合科学技術会議）に則り、農林水産省では「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（平成18年12月15日付け18農会第1147号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知）（URL http://www.s.affrc.go.jp/docs/press/2006/1218/press_061218.pdf）を策定したところです。本事業で実施する研究活動には、このガイドラインが適用されます。各研究機関においては、このガイドラインに沿って、研究活動の不正行為に関する告発等を受付ける窓口の設置や、不正行為の告発があった場合に調査委員会を設置し調査を行う等、研究活動の不正行為に対応する適切な仕組みを整えることが求められますので、ご留意下さい。
- ② 本事業を含む上記ガイドラインの対象となる資金（以下、「対象資金」という。）に係る研究活動において、不正行為が行われたと認定された場合、下記ア)の当該認定に係る者に対し、下記イ)の措置がとられます。
 - ア) 措置の対象者
措置は次の者が対象となります。
 - a. 不正行為があったと認定された研究に係る論文等の、不正行為に関与したと認定された著者（共著者を含む。以下同じ。）。
 - b. 不正行為があったと認定された研究に係る論文等の著者ではないが、当該不正行為に関与したと認定された者。
 - c. 不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者。
 - イ) 措置の内容
ア)に掲げる者に対して、以下のa. からe.のうち一つあるいは複数の措置が講じられます。措置の内容は、不正行為の重大性、悪質性、個々の被認定者の不正行為への具体的な関与の度合や不正行為があったと認定された研究（グループ）における立場、不正行為を防止するための努力の有無等を考慮し、事案ごとに定められます。
 - a. 資金の打ち切り
ア)に掲げる全ての者に対して、不正行為があったと認定された研究に係る本事業の競争的資金の配分を打ち切る等。
 - b. 資金の申請の不採択
対象資金で、不正行為が認定された時点でア)に掲げる者が研究代表者として申請されているものについては採択しない等。
 - c. 不正行為に係る本事業の競争的資金の返還
不正行為があったと認定された研究に配分された研究費（間接経費若しくは管理費を含む。）の一部又は全部の返還。
 - d. 資金の申請制限
 - a) ア)のa.に掲げる者

本事業の競争的資金に対する研究代表者、研究分担者（共同研究者）及び研究補助者としての応募について、不正行為と認定された年度の翌年度以降2年から10年。

b) ア) の b. に掲げる者

本事業の競争的資金に対する研究代表者、研究分担者（共同研究者）及び研究補助者としての応募について、同じく2年から10年。

c) ア) の c. に掲げる者

本事業の競争的資金に対する研究代表者、研究分担者（共同研究者）及び研究補助者としての応募について、同じく1年から3年。

e. 措置内容の公表

原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた本事業の競争的資金に係る制度の名称及び当該研究費の金額、研究内容と不正行為の内容等の公表。

- ③ 本事業において不正行為に関与したと認定された者（上記②ア）の a. 又は b. に該当）については、他府省を含む他の競争的資金担当課に当該研究不正の概要（研究機関等における調査結果の概要、不正行為に関与した者の氏名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他の競争的資金への応募についても制限される場合があります。応募の制限の期間は、不正行為の程度等により、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2から10年間となります。

また、不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者（上記②ア）の c. に該当）についても上記と同様の措置がとられます。応募の制限の期間は、責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1から3年間となります。

（6）個人情報の取扱い

本事業に係る応募書類に含まれる個人情報は、本事業の採択の採否の連絡、今後の契約手続、評価の実施等、業務のために利用及び提供する他、「政府研究開発データベース」への入力のため内閣府に提供されます。また、上記（2）、（3）、（5）に基づく情報提供が行われる場合があります。以上のことを予め御了解の上、応募書類への御記入をお願いします。

この応募要領に関するお問い合わせ先

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省 農林水産技術会議事務局 先端産業技術研究課
産学連携研究推進室 地域連携班
電話：03-3502-8111（内線5191～5193）
FAX：03-3593-2209

ホームページアドレス

<http://www.s.affrc.go.jp/docs/news/koubo/high.htm>